

◎新潟県告示第1151号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

N—（2—フルオロフェニル）—2—メトキシ—N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）アセトアミド（通称名：O c f e n t a n i l、A—3 2 1 7）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成28年11月11日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。